指定介護予防「短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
桃　　陵　　苑（香川県指定　第3771600180号）
桃陵苑ユニット（香川県指定　第3771601162号）

当事業所は、ご契約者に対して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◇◆目次◆◇

1．事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2．事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3．職員の配置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4．当事業所が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・・・・・ 3
5．身元保証人について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
6．苦情の受付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
7．事故について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
8．虐待防止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
9．感染症対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
10．個人情報保護について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
11．介護職員による医薬品の使用の介助について・・・・・・・・・ 14

R8.8.1

１．　事業者

(1) 法人名　　社会福祉法人　多度津福祉会

(2) 法人所在地　　香川県仲多度郡多度津町西港町１２７番地３

(3) 電話番号　　０８７７－３３－０２２２

(4) 代表者氏名　　理事長　塩田　博志

(5) 設立年月日　　昭和５２年７月２９日

２．　事業所の概要

(1) 事業所の種類

○指定短期入所生活介護事業所

・併設型介護予防短期入所

≪従　来　型≫　香川県　３７７１６００１８０号

平成１８年４月１日指定

・空床型介護予防短期入所(介護老人福祉施設の空きベット利用)

≪従　来　型≫　香川県　３７７１６００１８０号

平成１８年４月１日指定

≪ユニット型≫　香川県　３７７１６０１１６２号

平成２７年３月１日指定

(2) 施設の目的　　指定介護予防短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。

(3) 施設の名称　　特別養護老人ホーム　桃陵苑　　≪従　来　型≫

特別養護老人ホーム　桃陵苑　ユニット　≪ユニット型≫

(4) 施設の所在地　　香川県仲多度郡多度津町西港町１２７番地３

(5) 電話番号　　０８７７－３３－０２２２

(6) 管理者氏名　　施設長　秋山　忠久

(7) 施設の運営方針　　施設の専門性の向上及び質の確保、並びに自立支援を念頭に、ご利用者本人とそのご家族の生活の安定を図ってまいります。

(8) 開設年月日　　桃　　陵　　苑　　平成 6年4月1日（町民健康センター）

桃陵苑　ユニット　　平成27年3月1日

(9) 営業日及び受付時間

営業日	年　中　無　休
受付時間	月～金曜日　　８：３０～１７：３０

(10) 利用定員

・併設型短期入所　　１８人（含短期入所生活介護）

・空床型短期入所　　入院による空きベッド数（　〃　）

（11）居室等の概要　当施設では以下の居室･設備をご用意しています。入居される居室は、原則として２人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨をお申し出下さい。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

【桃陵苑】

居　室	個室	４室
	多床室	７室
トイレ	フロアー毎に設置	
食堂	１室	
機能訓練室	１室	マッサージ器、平行棒
浴室	１室	個浴槽・機械浴・特殊浴槽

【桃陵苑ユニット】

居　室	ユニット型個室（各室トイレ付）	入院等による空きベッド数（１ユニット１０室）
共同生活室	ユニット毎に１室	
浴室	ユニットバス（ユニット毎に１室） 特殊浴槽１機（３階）	

【その他の設備】

医務室	１室
地域交流スペース	１室

※　居室利用にあたっては、別途利用料金を負担いただきます。

☆　居室の変更：ご契約者から居室の変更希望のご申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

３．　職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉　※職員の配置については、指定基準を満たしています。

職　種	常勤換算
1. 事業所長（管理者）	１名
2. 生活相談員	２名
3. 介護職員	従来型　１５名以上
	ユニット型　２４名以上
4. 看護職員	（従来型・ユニット型兼務）４名以上
5. 機能訓練指導員	１名（非常勤）

6.介護支援専門員	（従来型・ユニット型兼務）１名以上
7.管理栄養士	１名

（介護老人福祉施設・介護予防短期入所生活介護を含む）

〈主な職員の勤務体制〉

職　種	勤　務　体　制
1.介護職員 （主な勤務時間）	7:00　～　16:00 9:00　～　18:00 13:00　～　22:00 22:00　～　翌朝　7:00 17:00　～　翌朝　1:30 1:30　～　10:00
2.看護職員	8:00　～　17:00 9:30　～　18:30
3.機能訓練指導員	随　　時

（２４時間職員を配置しています）

４．当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- 利用料金が介護保険から給付される場合
- 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

がありません。

（１）当施設が提供する基準介護サービス（契約書第４条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常７割から９割が、介護保険から給付されます。（介護保険負担割合証による）

〈サービスの概要〉

① 居室の提供

② 食事（但し、食費は別途いただきます。）

- 当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ご契約者の自立支援のため離床して食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食　　８：００～　　昼食　１２：００～　　夕食　１８：００～

従来型・ユニット型により、食事の提供方法が変わります。

③ 入浴

・ 入浴又は清拭を週２回行います。
・ 傷病や感染症等により、入浴が適当でない場合には中止することがあります。
・ 機械浴槽を使用して入浴することができます。

④ 排泄

・ 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤ 日常生活動作訓練

・ 理学療法士の助言・指導等により、ご契約者の心身等の状況に応じて、必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を日常生活において実施します。

⑥ 健康管理

・ 看護職員・介護職員等が協同のもと、日常生活における健康管理を行います。

⑦ 衛生管理

・ 清潔で快適な生活が送れるよう援助します。
・ 適切な整容が行われるよう援助します。

⑧ その他自立への支援

・ 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
・ 生活リズムを考え、着替えを行うよう配慮します。

〈サービス利用料金**（１日あたり）**〉（契約書第７条参照）
下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居住費・食事に係る利用者負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

併設介護予防短期入所≪従　来　型≫　　（１日あたり）

介護サービス給付対象	1 自己負担額	要支援１	要支援２
		451円	561円
	自費利用を挟み同一事業所を連続30日を超えて利用している場合		
	連続31日目～	442円	548円
	2 送迎加算	※　片道　184円　往復　368円	
	3 サービス提供体制強化加算	●　（Ⅰ）　・・・・　22円	
		○　（Ⅱ）　・・・・　18円	
		○　（Ⅲ）　・・・・　6円	
	4 認知症行動・心理症状緊急対応加算	※　200円（対象者のみ）（7日間を限度）	
	5 若年性認知症利用者受入加算	※　120円（対象者のみ）	
	6 生産性向上推進体制加算	○（Ⅰ）　・・・　100円　●（Ⅱ）　・・・　10円	
	7 介護職員等処遇改善加算	●（Ⅰ）　・・・・　（1 ～6の月総額）×0.176（円）	
上記料金は１割負担額を記載していますが、介護保険負担割合証により、２割または３割の負担が生じる場合があります。			

保険者の交付する介護保険負担限度認定証による							
負担限度額						要　件	
補足給付対象	第1段階	8	居住費	多床室	0 円	市町村民税非課税世帯	・老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方
				個室	380 円		
		9	食　費		300 円		
	第2段階	8	居住費	多床室	430 円		合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間82.65万以下の方 （預貯金：単身650万、夫婦1,650万以下）
				個室	480 円		
		9	食　費		600 円		
	第3段階①	8	居住費	多床室	430 円		合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間82.65万超120万以下の方 （預貯金：単身550万、夫婦1,550万以下）
				個室	880 円		
		9	食　費		1,030 円		
	第3段階②	8	居住費	多床室	530 円		合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間120万超の方 （預貯金：単身500万、夫婦1,500万以下）
				個室	980 円		
		9	食　費		1,360 円		
	第4段階	8	居住費	多床室	915 円	課税世帯もしくは上記に該当しない、または負担限度額認定を受けていない方	
				個室	1,231 円		
		9	食　費		1,545 円		

※ 食費は負担限度額認定内であれば実際に召し上がった額をご負担いただきます。
　食費１日　1,545円（内訳：朝食280円　　昼食670円　　夕食595円）

※ 負担限度額認定を受けていない場合は、居住費・食事に係る負担とも第４段階の適応になります。

サービス利用に係る自己負担合計	1～9の合計　　※　2.4.5は対象の場合のみ負担

※ 上記加算については、●で令和6年6月1日から算定予定の加算を記しておりますが、職員配置等の関係により、○の加算を追加算定または、○の加算に変更する場合、若しくは●の加算を廃止する場合があります。

空床型併設介護予防短期入所≪従　来　型≫

（１日あたり）

介護サービス給付対象	1 自己負担額	要支援１	要支援２
		451円	561円
	自費利用を挟み同一事業所を連続30日を超えて利用している場合		
	連続31日目～	442円	548円
	2 送迎加算	※　片道　184円　往復　368円	
	3 サービス提供体制強化加算	●　（Ⅰ）　・・・・　22円	
		○　（Ⅱ）　・・・・　18円	
		○　（Ⅲ）　・・・・　6円	
	4 認知症行動・心理症状緊急対応加算	※　200円（対象者のみ）（7日間を限度）	
	5 若年性認知症利用者受入加算	※　120円（対象者のみ）	
	6 生産性向上推進体制加算	○（Ⅰ）　・・・　100円　●（Ⅱ）　・・・　10円	
	7 介護職員等処遇改善加算	●（Ⅰ）　・・・・　（1 ～6の月総額）×0.176（円）	
上記料金は１割負担額を記載していますが、介護保険負担割合証により、２割または３割の負担が生じる場合があります。			

保険者の交付する介護保険負担限度認定証による							
負担限度額						要　件	
補足給付対象	第1段階	8	居住費	多床室	0 円	市町村民税非課税世帯	・老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方
				個室	380 円		
		9	食　費		300 円		
	第2段階	8	居住費	多床室	430 円		合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間82.65万以下の方 （預貯金：単身650万、夫婦1,650万以下）
				個室	480 円		
		9	食　費		600 円		
	第3段階①	8	居住費	多床室	430 円		合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間82.65万超120万以下の方 （預貯金：単身550万、夫婦1,550万以下）
				個室	880 円		
		9	食　費		1,030 円		
	第3段階②	8	居住費	多床室	530 円		合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間120万超の方 （預貯金：単身500万、夫婦1,500万以下）
				個室	980 円		
		9	食　費		1,360 円		
	第4段階	8	居住費	多床室	915 円	課税世帯もしくは上記に該当しない、または負担限度額認定を受けていない方	
				個室	1,231 円		
		9	食　費		1,545 円		

※ 食費は負担限度額認定内であれば実際に召し上がった額をご負担いただきます。
食費１日　1,545円（内訳：朝食280円　昼食670円　夕食595円）

※ 負担限度額認定を受けていない場合は、居住費・食事に係る負担とも第４段階の適応になります。

サービス利用に係る自己負担合計	1～9の合計　※　2.4.5は対象の場合のみ負担

※ 上記加算については、●で令和6年6月1日から算定予定の加算を記しておりますが、職員配置等の関係により、○の加算を追加算定または、○の加算に変更する場合、若しくは●の加算を廃止する場合があります。

空床型併設介護予防短期入所≪ユニット型≫

（１日あたり）

介護サービス給付対象	1 自己負担額	要支援１	要支援２
		529円	656円
	自費利用を挟み同一事業所を連続30日を超えて利用している場合		
	連続31日目～	503円	623円
	2 送迎加算	※ 片道 184円	往復 368円
	3 サービス提供体制強化加算	● （Ⅰ） ・・・・ 22円	
		○ （Ⅱ） ・・・・ 18円	
		○ （Ⅲ） ・・・・ 6円	
	4 認知症行動・心理症状緊急対応加算	※ 200円（対象者のみ）（7日間を限度）	
	5 若年性認知症利用者受入加算	※ 120円（対象者のみ）	
	6 生産性向上推進体制加算	○ （Ⅰ） ・・・ 100円 ● （Ⅱ） ・・・ 10円	
	7 介護職員等処遇改善加算	● （Ⅰ） ・・・・ （1 ～6の月総額）×0.176（円）	
上記料金は１割負担額を記載していますが、介護保険負担割合証により、２割または３割の負担が生じる場合があります。			

保険者の交付する介護保険負担限度認定証による						
負担限度額					要件	
補足給付対象	第1段階	8	居住費	880 円	市町村民税非課税世帯	・老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方
		9	食 費	320 円		
	第2段階	8	居住費	880 円		合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間82.65万以下の方（預貯金：単身650万、夫婦1,650万以下）
		9	食 費	600 円		
	第3段階①	8	居住費	1,370 円		合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間82.65万超120万以下の方（預貯金：単身550万、夫婦1,550万以下）
		9	食 費	1,030 円		
	第3段階②	8	居住費	1,470 円		合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間120万超の方（預貯金：単身500万、夫婦1,500万以下）
		9	食 費	1,360 円		
	第4段階	8	居住費	2,066 円	課税世帯もしくは上記に該当しない、または負担限度額認定を受けていない方	
		9	食 費	1,545 円		

※ 食費は負担限度額認定内であれば実際に召し上がった額をご負担いただきます。
食費１日 1,545円（内訳：朝食280円 昼食670円 夕食595円）

※ 負担限度額認定を受けていない場合は、居住費・食事に係る負担とも第４段階の適応になります。

サービス利用に係る自己負担合計	1～9の合計 ※ 2.4.5は対象の場合のみ負担

※ 上記加算については、●で令和6年6月1日から算定予定の加算を記しておりますが、職員配置等の関係により、○の加算を追加算定または、○の加算に変更する場合、若しくは●の加算を廃止する場合があります。

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を、いったんお支払いいただきます。要支援1,2の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。（要介護認定で要介護1～5と認定された場合は介護給付による短期入所生活介護が適応になります。）

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ 食費は実際にお召し上がりいただいた額が負担限度額認定内であれば「＊食事単価」（参照）の額をご負担いただきます

☆ 食事が必要でない時は次の時間までにお申し出下さい。時間内にお申し出無き場合は召し上がったものとして食費のご負担をいただきます。

・朝食午前7時まで　　・昼食午前8時まで　　・夕食午後1時30分まで

（２）（１）以外のサービス（契約書第５条、第７条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が、ご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 特別な食事

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金： 要した費用の実費

② レクリエーション・クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

従来型・ユニット型により、サービスの提供方法が変わります。

③ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものに係る費用をご負担いただきます。

おむつ代は介護保険対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

⑤ 電化製品の持込

テレビ、電気毛布、加湿器、電気アンカ等、電化製品一品につき、1日 30円

（※テレビ、ラジカセは使用日数に関わらず、設置期間中。

加湿器、電気毛布は使用期間とします。）

電化製品のご持参時は職員にご相談ください。

☆ 経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、居宅介護支援事業所を通じてご連絡いたします。

（３）利用料金のお支払い方法（契約書第７条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は１ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月２５日までにいずれかの方法でお支払い下さい。

(ア)　窓口での現金支払
(イ)　下記指定口座への振り込み
百十四銀行　　多度津支店　　普通預金　　０７３９９０９
桃陵苑　短期入所センター　施設長会計責任者　秋山　忠久
（振り込み手数料のご負担をお願い致します。）

(4)　利用の中止、変更、追加（契約書第８条参照）

○ 利用予定期間の間に、ご契約者の都合により、介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに地域包括支援センターもしくは事業者に申し出てください。

○ 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止を申し出された場合、取消料をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

○ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼動状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。
その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

５．身元保証人について（契約書第１２条の２参照）

利用契約を結ぶにあたり、身元保証人を定めていただきます。身元保証人の主な責任は次のとおりです。なお、身元保証人は、民法（債権法）に定める連帯保証人としての責務を負います。

（１）身元保証人は、利用者と連帯して本契約から生じる利用者の債務を負担
（２）ご契約者の入院に関する手続・費用負担
（３）契約及び利用終了後のご契約者の受入れ先の確保
（４）ご契約者が死亡した場合のご遺体及び残置物の引取り等
（５）ケガや事故が起こった時、容態の急変時などの緊急時の連絡先
（６）その他ご契約者に関して必要と思われる事項

６．　苦情の受付について（契約書第２１条参照）

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

受付時間　　毎週月曜日～金曜日

８：３０～１７：３０　祝日・年末年始（12／30～1／3）は除く

また、苦情受付ボックスを設置しています。

苦情解決責任者	施　設　長　　秋　山　忠　久	桃陵苑電話　33－0222
第三者委員	苦情解決委員　　熊　谷　宣　子	自宅電話　　32－6457
	苦情解決委員　　細　川　清　二	自宅電話　　33－3833
施設窓口	苦情受付担当者　香西伸哉(生活相談員)	桃陵苑電話　33－0222

（２）苦情処理の手順概要

苦情受付担当者又は第三者委員は、ご利用者並びにご家族等からの苦情の受付を随時行っています。受付けた苦情は、苦情解決責任者に報告します。苦情解決責任者は内容を検討し、必要に応じて第三者委員の立会のもと１５日以内に苦情申立人と話し合い解決に努めます。

（３）その他苦情受付機関

多度津町役場 高齢者保健課	所在地	香川県仲多度郡多度津町栄町一丁目１番９１号
	電話番号	０８７７－３３－４４８８
	ＦＡＸ	０８７７－３３－２５５０
	受付時間	８：３０～１７：００
香川県 健康福祉部 長寿社会対策課	所在地	香川県高松市番町四丁目１番１０号
	電話番号	０８７－８３２－３２６６
	ＦＡＸ	０８７－８０６－０２０６
	受付時間	８：３０～１７：００
国民健康保険 団体連合会	所在地	香川県高松市福岡町二丁目３番２号
	電話番号	０８７－８２２－７４３５
	ＦＡＸ	０８７－８２２－６０２３
	受付時間	９：００～１７：００
香川県 社会福祉協議会	所在地	香川県高松市番町一丁目１０番３５号
	電話番号	０８７－８６１－０５４５
	ＦＡＸ	０８７－８６１－２６６４
	受付時間	８：３０～１７：００

※但し、土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12／29～1／3）は除く

７．　事故について

事故が発生した場合、ご利用者の様態を看護職員が把握し応急処置を行います。夜間は介護職員がご利用者の様態を看護職員へ連絡し看護職員の指示のもと一般的な応急処置をいたします。それと同時に、ご利用者の意思を確認並びにご家族等に連絡し、主治医の診察・通院の要否等の指示を仰ぎ、ご利用者及びご家族等の希望に出来る限り沿えるよう努めますとともに次のように対応いたします。

① 事故状況により保険者に連絡いたします。

② 損害賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償保険会社に連絡し損害賠償を速やかに行います。

③ 原因を解明し事故の再発を防止するための対策を講じます。

８．　虐待防止について

利用者の人権の擁護・虐待防止等のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者　施設長　秋山 忠久

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 虐待防止を啓発・普及するために定期に職員研修を実施しています。

９．　感染症対策について

感染症対策委員会を設置し3ヵ月に1回委員会を開催しています。日常の衛生管理、健康管理などの予防対策と発生時の対策を整備し、職員研修及び訓練を実施しております。感染症発生時には早急に感染拡大防止対策を実施しています。

10.　個人情報保護について（契約書第10条、第11条参照）

以下の個人情報の基本方針・個人情報の利用目的に基づき、個人情報の保護に万全を期すよう努めます。

個人情報に関する基本方針

社会福祉法人多度津福祉会（以下「法人」という。）は、利用者等の個人情報を適切に取扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。
法人が保有する利用者等の個人情報に関し適法かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法　令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

記

1.　個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。

② 個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。

③ 法人が委託する医療・介護関係事業者は、業務の委託にあたり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定する。かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し、適切な監督をします。

2.　個人情報の安全性確保の措置

① 法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行います。

② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏洩、滅失、またはき損の予防及び是正のため、法人内において規則類を整備し、安全対策に努めます。

3.　個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除・第三者提供の停止等への対応

法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除・第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、個人情報相談窓口（電話0877-33-0222）までお問い合わせください。

4.　苦情の対応

法人は、個人情報取扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めます。

なお、この個人情報に関する基本方針は、当法人のホームページ（http://toryoen.jp）で公表するとともに、要望に応じて紙面にて公表いたします。

個人情報の利用目的

社会福祉法人多度津福祉会では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

１．施設内部での利用目的

① 施設が利用者等に提供する介護サービス

② 介護保険事務

③ 介護サービスの利用にかかる施設の管理運営業務のうち次のもの

- 入退所等の管理
- 会計、経理
- 介護事故、緊急時等の報告
- 当該利用者の介護･医療サービスの向上

２．他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

① 施設が利用者等に提供する介護サービスのうち

- 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
- その他の業務委託
- 利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見･助言を求める場合
- 家族等への心身の状況説明

② 介護保険事務のうち

- 保険事務の委託（一部委託を含む）
- 審査支払い機関へのレセプトの提出
- 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険等にかかる保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

１．施設内部での利用に係る利用目的

① 施設の管理運営業務のうち次のもの

- 介護サービスや業務の維持･改善の基礎資料
- 施設等において行われる学生等の実習への協力
- 施設において行われる事例研究等

２．他の事業者等への情報提供に係る利用目的

① 施設の管理運営業務のうち

- 外部監査機関、評価機関等への情報提供

なお、あらかじめ利用者本人及び家族の同意を得ないで､利用目的の必要な範囲を越えて個人情報を取り扱うことはいたしません。またサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても､第三者に漏洩いたしません。

11.　介護職員による医薬品の使用の介助について

ご利用者の状態が、

(1) 入院・入所して治療する必要がなく、安定していること

(2) 副作用の危険性や投薬量の調整の為、医師又は看護職員による連続的な様態の経過観察が必要である場合ではないこと

(3) 内用薬については誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと

上記の条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認し、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により患者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を遵守したうえで、これらの免許を有しない者（介護職員）による医薬品の使用の介助を行います。

具体的には、皮膚への軟膏の塗布（褥瘡の処置を除く）、皮膚への湿布の貼付、点眼薬の点眼、一包化された内用薬の内服（舌下錠の使用も含む）、肛門からの坐薬挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧などを介助します。

12.　看護職員と介護職員の連携による医療的ケアについて

口腔内のたん吸引・胃ろうによる経管栄養が必要になってきても、引き続き施設で生活が続けられ、また、医療的ケアが必要な方にも安心して施設に入所していただけるよう、医師・看護師との連携のもとで医行為の一部を研修を受けた介護職員も行います。

(1) 対象となる医療的ケア

①口腔内のたん吸引（咽頭の手前まで）

②胃ろうによる経管栄養（栄養チューブ等の接続・注入開始を除く）

(2) 実施要件

①医療関係者による適切な医学管理のもと連携・協働を図りながら実施します。

②安全面に十分配慮したうえで実施します。

③医療的ケアの水準の確保に努めます。

④利用者・家族に説明し、同意を得たうえで実施します。

尚、実施にあたっては「特別養護老人ホーム桃陵苑　看護職員と介護職員の連携による医療的ケアに係る指針」に基づき、手順書・マニュアルに沿って対応します。

令和　　年　　月　　日

指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護予防短期入所生活介護事業所
特別養護老人ホーム　桃陵苑
特別養護老人ホーム　桃陵苑　ユニット

説明者職名　　氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始、並びに個人情報の利用に同意しました。

利　用　者　　住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

代理者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

身元保証人　　住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

続　　柄 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〈重要事項説明書付属文書〉

1.事業所の概要（含指定短期入所生活介護）

（1）建物の構造　・併設短期、空床短期従来型　鉄骨鉄筋コンクリート造　平屋建
・空床短期ユニット型　スチール造　4階建

（2）建物の述べ床面積　・併設短期、空床短期従来型　459㎡
・空床短期ユニット型　3,780.27㎡（桃陵苑ユニット棟）

2．職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

介　護　職　員	・・・	ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のため、適宜生活支援を行います。
生 活 相 談 員	・・・	ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜助言等を行うほか、家族・関係機関等との調整を行います。
看　護　職　員	・・・	主にご契約者の健康管理や投薬管理など療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
機能訓練指導員	・・・	ご契約者の機能訓練は、看護職員が兼務で行います。
介護支援専門員	・・・	ご契約者に係る短期入所生活介護計画（ケアプラン）を作成します。

3.契約締結からサービス提供までの流れ

（1）ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

① 地域包括支援センター（ケアマネージャー）に介護予防短期入所生活介護計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を依頼します。

↓

② その担当者は介護予防短期入所生活介護計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

↓

③ 介護予防短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要がある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、短期入所生活介護計画を変更します。

↓

④ 介護予防短期入所生活介護計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

（２）ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合

○ 介護予防短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。

○ 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

↓

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

↓

○ 作成された居宅サービス計画に沿って、介護予防短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。

○ 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

② 要介護認定を受けていない場合

○ 要介護認定の申請に必要な支援を行います。

○ 短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。

○ 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）

要支援１，２と認定された場合 ↓

自立、要介護と認定された場合 ↓

○ 地域包括支援センターが介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成します。

↓

介護予防サービス計画（ケアプランの作成）

↓

○ 作成された介護予防サービス計画に沿って介護予防短期入所生活介護計画をたて、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。

○ 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金(自己負担額)をお支払いいただきます。

○ 契約は終了します。

○ 既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。

※介護予防サービス計画は1月に4日以上連続利用される場合に作成します。

４．サービス提供における事業者の義務（契約書第１０条、第１１条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、看護職員がご契約者から聴取、確認します。

③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、５年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

④ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

但し、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

⑤ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかにご家族及び主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。

⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。

（守秘義務）

但し、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめご契約者の同意を得ます。

５．サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（１）持ち込みの制限

ご利用にあたり、次のものをご持参ください。

① 介護保険被保険者証の写
② 介護保険負担限度額認定証の写
③ 介護保険負担割合証の写し
④ 衣類（下着・上着類）
⑤ パジャマ（寝巻）
⑥ 洗面用具一式
⑦ コップ、もしくは寝飲
⑧ 上履き
⑨ タオル、バスタオル（必要数）
⑩ 服用している薬（一回ごとにまとめ利用日数分）
⑪ 薬剤情報提供文書

上記以外のものは、原則として持ち込むことができません。

※各所持品にはお名前をご記入下さい。

（２）施設・設備の使用上の注意（契約書第１２条参照）

○ 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
○ 故意又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により原状に復していただくか又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等、管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
○ 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（３）喫煙

原則、施設内は禁煙です。

（４）サービス利用中の医療の提供について

指定介護予防短期入所者の診療治療については、当該ご契約者の主治医又はサービス利用前に診察を受けた医療機関の診察治療を受ける事が原則となっていますが、ご契約者の病状の急変、その他緊急事態が発生した際、何らかの事由で主治医等の診察治療が受けられない場合は、ご契約者の希望により、当事業所の方で緊急に医療機関を手配します。

※　配置医師が診察療養に当たる場合は、施設で配置医師を選任させていただきます。

配置医師一覧

医療機関名	専門科	配置医師名	電話番号	住　　所
くるみクリニック	内　科	八代雅也	0877-58-5050	仲多度郡多度津町北鴨2-4-5
多度津三宅病院	内　科	三宅聡一郎	0877-32-2047	仲多度郡多度津町栄町2丁目１-36
しおかぜ病院	精神科	大原秀夫	0877-33-2545	仲多度郡多度津町堀江4-3-19

６．　損害賠償について（契約書第１３条、第１４条参照）

当事業所において、事業者の責任により、ご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

７．　サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日からご契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の２日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。
契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第１６条参照）

① ご契約者が死亡した場合
② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立若しくは要介護１～５と判定された場合
③ 事業者が解散した場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの中途解約・契約解除の申し出（契約書第１７条、第１８条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解除することができます。その場合には、契約終了を希望する日の７日前までにお申し出下さい。
但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
② ご契約者が入院された場合
③ ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合

④ 事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める（指定介護予防）短期入所生活介護サービスを実施しない場合

⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合

⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第１９条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが、１ヶ月以上遅滞し、催告にもかかわらずこれが３０日以内に支払われない場合

③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは、他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（３）契約の終了に伴う援助（契約書第１６条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。